

処分基準の改訂に伴う新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>道路交通法第75条第2項（自動車の使用制限命令）</p> <p>処 分 基 準</p> <p>平成29年3月12日作成</p> | <p>道路交通法第75条第2項（自動車の使用制限命令）</p> <p>処 分 基 準</p> <p>令和4年10月1日作成</p> |
| <p>法 令 名：道路交通法</p> | <p>法 令 名：道路交通法</p> |
| <p>根 拠 条 項：第75条第2項</p> | <p>根 拠 条 項：第75条第2項</p> |
| <p>処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令</p> | <p>処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令</p> |
| <p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p> | <p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p> |
| <p>法令の定め：道路交通法第75条第1項（自動車の使用者の義務等） 道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準）</p> | <p>法令の定め：道路交通法第75条第1項（自動車の使用者の義務等） 道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準）</p> |
| <p>処分基準：別添のとおり</p> | <p>処分基準：別添のとおり</p> |
| <p>問い合わせ先： 警察本部交通指導課取締指導第一係（092-641-4141 内5133、5134） （放置車両に係る自動車の使用制限命令については、警察本部交通指導課取締指導第二係（092-641-4141 内5135、5136））</p> | <p>問い合わせ先： 警察本部交通指導課取締指導第一係（092-641-4141 内5133、5134） （放置車両に係る自動車の使用制限命令については、警察本部交通指導課取締指導第二係（092-641-4141 内5135、5136））</p> |
| <p>備 考：</p> | <p>備 考：</p> |

別添

自動車の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

1 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 処分対象行為

道路交通法施行令（以下「令」という。）第26条の6第1号及び第2号に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(2) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、道路交通法（以下「法」という。）第117条の2第4号若しくは第5号、第117条の2の2第6号若しくは第7号、第117条の4第3号、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号、又は第119条の2第1項第3号の違反行為をした者であること。

イ 自動車の運転者が、令第26条の6第1号の表の下欄、又は第2号の表の中欄に掲げる違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

(3) 処分前歴

自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去1年以内に、法第75条第2項又は第75条の2第1項若しくは第2項の規定による公安委員会の命令を受けたことをいう。

2～別表3 （略）

別添

自動車の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

1 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 処分対象行為

道路交通法施行令（以下「令」という。）第26条の6第1号及び第2号に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(2) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、道路交通法（以下「法」という。）第117条の2第2項第1号若しくは第2号、第117条の2の2第2項第1号、第2号若しくは第3号、第118条第2項第3号若しくは第4号、第119条第2項第4号又は第119条の2の2第2項の違反行為をした者であること。

イ 自動車の運転者が、令第26条の6第1号の表の下欄、又は第2号の表の中欄に掲げる違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

(3) 処分前歴

自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去1年以内に、法第75条第2項又は第75条の2第1項若しくは第2項の規定による公安委員会の命令を受けたことをいう。

2～別表3 （略）